

# 大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針

## 1 基本的考え方

大阪府教育委員会は、大阪府学校教育審議会より、「高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ方策について」答申を受けた（平成17年8月12日）。この答申を踏まえ、今後、府立高等学校において、知的障がいのある生徒が社会的自立を図れるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する環境を整備していく。

整備にあたっては、これまで実施してきた「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を継承する方式（自立支援推進校）と、その趣旨を活かした方式（共生推進校）で行うものとする。

## 2 実施方式

### （1）自立支援推進校

「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を継承する方式

- ① 高等学校が設置している学科にあわせて同学科「知的障がい生徒自立支援コース」を設置する。
- ② 生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行いながら、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。

### （2）共生推進校

「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」の趣旨を活かした方式

- ① 高等学校と支援学校が協力し、支援学校の生徒が日々、高等学校に通い、高等学校の教育を受ける研究を行う。
- ② 生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行いながら、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。
- ③ 高等学校と支援学校の教職員が協働して生徒の教育にあたる。

## 3 実施校

自立支援推進校、共生推進校の実施校は、別紙のとおりとする。

## 4 入学者選抜方針

自立支援推進校の入学者選抜方針及び共生推進校に係る支援学校の入学者選抜方針は別に定める。

## 大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針 に基づく実施校について

大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針に基づき整備する「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を継承する方式（自立支援推進校）、並びにその趣旨を活かした方式（共生推進校）の実施校について、以下に定める。

### （１）自立支援推進校

校 名	学 科	所 在 地
府立桜宮高等学校	普通科	大阪市都島区
府立阿武野高等学校	普通科	高槻市
府立八尾翠翔高等学校	普通科	八尾市
府立園芸高等学校	農業に関する学科	池田市
府立東淀工業高等学校	工業に関する学科	大阪市淀川区
府立柴島高等学校	総合学科	大阪市東淀川区
府立西成高等学校	総合学科（エンパワメントスクール）	大阪市西成区
府立枚方なぎさ高等学校	総合学科	枚方市
府立松原高等学校	総合学科	松原市
府立堺東高等学校	総合学科	堺市
府立貝塚高等学校	総合学科	貝塚市

\* 府立桜宮高等学校及び府立東淀工業高等学校については令和４年度より実施校とする。

（令和３年度までは大阪市教育委員会において知的障がい生徒自立支援コースを設置）

\* 自立支援推進校の通学区域については、府内全域とする。

（大阪府立高等学校通学区域に関する規則 第２条）

\* 学科については令和３年度の状況。

### （２）共生推進校

#### （大阪府立たまがわ高等支援学校共生推進教室の設置校）

校 名	学 科	所 在 地
府立金剛高等学校	普通科	富田林市
府立枚岡樟風高等学校	総合学科	東大阪市

#### （大阪府立とりかい高等支援学校共生推進教室の設置校）

校 名	学 科	所 在 地
府立北摂つばさ高等学校	普通科	茨木市
府立千里青雲高等学校	総合学科	豊中市

#### （大阪府立すながわ高等支援学校共生推進教室の設置校）

校 名	学 科	所 在 地
府立信太高等学校	普通科	和泉市
府立久米田高等学校	普通科	岸和田市

#### （大阪府立むらの高等支援学校共生推進教室の設置校）

校 名	学 科	所 在 地
府立緑風冠高等学校	普通科	大東市
府立芦間高等学校	総合学科	守口市

#### （大阪府立なにわ高等支援学校共生推進教室の設置校）

校 名	学 科	所 在 地
府立東住吉高等学校	普通科、芸能文化科	大阪市平野区
府立今宮高等学校	総合学科	大阪市浪速区

\* 共生推進教室の通学区域については、府内全域とする。

（大阪府立高等学校通学区域に準ずる）

\* 学科については令和３年度の状況。